

申告相談を予定されている皆さんへ

税務署の確定申告と町の申告相談が始まります。会場内の混雑や新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ぜひスマホやパソコンを使った申告方法をご利用ください。

●申告方法①：スマホ・パソコンで申告

国税庁ホームページ(申告書作成コーナー)で申告書を作成し、スマホまたはパソコンから申告書データを提出します。

●申告方法②：郵送で申告

国税庁ホームページ(申告書作成コーナー)で申告書を作成し、申告書を郵送で提出します。

※国税庁「申告書作成コーナー」

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>



※詳細は令和3年12月号や町ホームページをご覧ください。

《上記の方法で申告が行えない場合》

※以下のいずれの会場も新型コロナウイルス感染症防止対策を行います。

- ・できる限り少人数で来場いただき、検温やマスク着用、手指消毒などにご協力をお願いします。
- ・せきや発熱など、風邪の症状のあるかたは来場をお控えください。
- ・会場内では定期的な換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。

●秩父税務署に開設される申告会場で申告

開設期間 1月26日(水)～3月15日(火)(土、日曜日および祝日を除く)

※2月15日(火)以前は還付申告のかたが対象です。

受付時間 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時)

申告会場 秩父税務署内(秩父市日野田町1-2-41)

その他

- ・会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
※入場整理券は会場当日配付、または、LINEでも事前発行しています。
(詳細は秩父税務署へお問い合わせください。)
- ・スマホをお持ちの場合、基本的にスマホを利用して会場で申告書を作成していただきます。
(この機会にスマホ申告に挑戦してみましょう！)

●町の申告相談を利用して申告

相談受付 2月16日(水)～3月15日(火)(土、日曜日および祝日を除く)

受付時間

午前の部	午前9時～11時30分
午後の部	午後1時～3時30分

受付会場 役場2階201会議室

その他

- ・会場の混雑緩和のため、入場人数の制限を行います。
 - ・申告内容により税務署で申告をお願いする場合があります。
譲渡所得(土地・建物・株式など)や住宅ローン控除の申告など
- ※詳細は広報紙といっしょに配付したリーフレットをご覧ください

問合せ 税務課 課税担当
秩父税務署

☎62-1461
☎22-4433